

○島本町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

平成29年2月21日

規則第6号

改正 平成29年4月14日規則第19号

令和元年9月30日規則第27号

令和3年3月26日規則第12号

令和3年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

(事業の区分等)

第3条 総合事業として実施する事業の区分、サービスの種類及

び内容並びに対象者は、別表第1に定めるとおりとする。

(基本チェックリストによる判定の申込み)

第4条 訪問型サービス又は通所型サービスの利用を希望する者で、基本チェックリスト(介護保険法施行規則第140条の6の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省令告示第197号)に定める様式第1をいう。以下同じ。)による判定を希望するものは、島本町介護予防・日常生活支援総合事業基本チェックリスト判定申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(基本チェックリストによる判定の実施)

第5条 前条の規定による申込みがあった場合には、町長は、基本チェックリストによる判定を実施し、その結果を総合事業対象者決定通知書(様式第2号。次条第1項において「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(令3規則12・一部改正)

(介護予防ケアマネジメントの依頼の手続)

第6条 基本チェックリストによる判定を実施した結果、事業の対象者と認められた者(以下「事業対象者」という。)は、決定通知書及び介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(様式第3号)に介護保険被保険者証を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による手続は、前条の規定により基本チェックリストの判定結果を通知した日から1か月以内に行わなければならない

らない。

- 3 第1項の規定による手続は、事業対象者に代わって、当該事業対象者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができる。

(令3規則12・一部改正)

(総合事業の実施方法)

第7条 総合事業は、町が直接実施するもののほか、次に掲げる方法(一般介護予防事業にあつては、第1号に掲げる方法を除く。)により実施することができるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による実施

(介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費の額)

第8条 介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費の額は、別表第2の左欄に掲げるサービスの種類の区分に応じ、同表の中欄に掲げる単位数にそれぞれ同表の右欄に掲げる1単位当たりの単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(訪問型サービス及び通所型サービスの利用料)

第9条 訪問型サービス又は通所型サービスを利用する者(以下

「利用者」という。)は、別表第3に定める利用料を負担するものとする。

2 前項の利用料は、当該サービスを提供する者が徴収するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第10条 介護予防・生活支援サービス事業に係る第1号事業支給費(法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。)の額は、当該サービスに係る第8条に規定する事業費の額から当該サービスに係る前条第1項の利用料の額を減じた額とする。

(令元規則27・一部改正)

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第11条 第1号事業支給費の支給限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。別表第3において同じ。)に係る支給限度額については、法第55条第1項の規定を準用する。

(2) 事業対象者に係る支給限度基準額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに掲げる単位数により算定した額とする。

(高額介護予防サービス費相当額及び高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給)

第 1 2 条 町長は、総合事業の利用により利用者が負担した額が著しく高額であるときは、法第 6 1 条第 1 項の高額介護予防サービス費に相当する額を当該利用者に支給するものとする。

2 町長は、総合事業の利用により利用者が負担した額及び当該利用者に係る医療保険の自己負担額の合計額が著しく高額であるときは、法第 6 1 条の 2 第 1 項の高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を当該利用者に支給するものとする。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第 1 3 条 町長は、保険料を滞納している要支援者及び事業対象者(次条において「要支援者等」という。)が、当該保険料の納期限から 1 年が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 3 項の規定は、適用しないことができる。

(保険給付の支払の一時差止め)

第 1 4 条 町長は、総合事業による給付を受ける第 1 号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。別表第 1 において同じ。)である要支援者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から 1 年 6 か月が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第 1 号事業支給費の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

(その他)

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し

必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条から第6条までに定める手続等については、この規則の施行前においても行うことができる。

(みなし指定事業者に関する経過措置)

- 3 平成27年3月31日以前に法に基づく介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業者については、当該事業者が拒否しない限りにおいて、本町における総合事業のみなし指定事業者（以下「みなし指定事業者」という。）とする。

(平29規則19・追加)

- 4 みなし指定事業者が提供する介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費の額の算出に用いる1単位当たりの単価は、第8条の規定にかかわらず、国が定める事業所所在地に応じた地域単価とする。

(平29規則19・追加)

附 則（平成29年4月14日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島本町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第8条の規定は、この規則の施行の日以降に利用者が受けた介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費について適用し、同日前に利用者が受けた介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月26日規則第12号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年3月29日から施行する。

(島本町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行の際、第4条の規定による改正前の島本町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島本町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則第8条の規定は、この規則の施行の日以降に利用者が受けた介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費につ

いて適用し、同日前に利用者が受けた介護予防・生活支援サービス事業に係る事業費については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

区分	サービスの種類		サービスの内容	対象者
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問介護相当サービス	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下この表において「第1号訪問事業」という。）のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下この表におい	法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

		て「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下この表において「旧介護予防訪問介護」という。)に相当するサービス
	訪問型 サービス A-1	第1号訪問事業のうち、主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスであって、指定事業者により実施するもの
	訪問型	第1号訪問事業

	サービス A-2	のうち、主に雇用 されている労働 者により提供さ れる旧介護予防 訪問介護に係る 基準よりも緩和 した基準による サービスであっ て、委託により実 施するもの
通所型 サービス	通所介 護相当 サービス	法第115条の 45第1項第1 号ロに規定する 第1号通所事業 (以下この表に おいて「第1号通 所事業」という。) のうち、旧法第8 条の2第7項に 規定する介護予 防通所介護(以下 この表において

		「旧介護予防通所介護」という。)に相当するサービス
	通所型サービスA	第1号通所事業のうち、主に雇用されている労働者により又は労働者と共にボランティアが補助的に加わった形により提供される旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス
	通所型サービスC	第1号通所事業のうち、保健・医療の専門職により提供される3か月から6か月

		までの短期間で 行われるサービス
介護予防 ケア マネジメント	介護予防 ケア マネジメント A	法第115条の 45第1項第1 号ニに規定する 第1号介護予防 支援事業（以下こ の表において「第 1号介護予防支 援事業」という。） のうち、介護予防 支援に相当する 介護予防ケアマ ネジメントと同 様にアセスメン トによってケア プラン原案を作 成し、サービス担 当者会議を経て 決定する原則的 なケアマネジメ

			ント
		介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト B	第 1 号 介 護 予 防 支 援 事 業 の う ち 、 サ ー ビ ス 担 当 者 会 議 を 省 略 し た ケ ア プ ラ ン の 作 成 と 、 間 隔 を 空 け て 必 要 に 応 じ て モ ニ タ リ ン グ 時 期 を 設 定 し 、 評 価 及 び ケ ア プ ラ ン の 変 更 等 を 行 う 簡 略 化 し た ケ ア マ ネ ジ メ ン ト
一 般 介 護 予 防 事 業	介 護 予 防 把 握 事 業		地 域 の 実 情 に 応 じ て 収 集 し た 情 報 等 の 活 用 に よ り 、 閉 じ こ も り 等 の 何 ら か の 支 援 を 要 す る 者 を 把 握 し 、 介 護 予 防 活 動 へ つ な げ る 事
			第 1 号 被 保 険 者

	業
介護予防普及啓 発事業	介護予防活動の 普及・啓発を行う 事業
地域介護予防活 動支援事業	地域における住 民主体の介護予 防活動の育成・支 援を行う事業
一般介護予防事 業評価事業	介護保険事業計 画に定める目標 値の達成状況等 の検証を行い、一 般介護予防事業 の事業評価を行 う事業
地域リハビリテ ーション活動支 援事業	地域における介 護予防の取組の 機能を強化する ために、通所、訪 問、地域ケア会 議、サービス担当 者会議、住民運営

		の通いの場等におけるリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業	
--	--	-----------------------------------	--

別表第2（第8条関係）

（令3規則15・全改）

（1） 訪問型サービス

サービスの種類	単位数	1単位当たりの単価
訪問介護相当サービス（週1回）	1月につき 1,176単位	10,420円
訪問介護相当サービス（週2回）	1月につき 2,349単位	
訪問介護相当サービス（週3回）	1月につき 3,727単位	
初回加算	1月につき 200単位	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき 100単位	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき 200単位	

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に137 ／1000を乗じた 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に100 ／1000を乗じた 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に55 ／1000を乗じた単 位
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単 位数に90／100 を乗じた単位
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単 位数に80／100 を乗じた単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に63 ／1000を乗じた単 位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に42 ／1000を乗じた単

	位	
訪問型サービスAー 1（45分）	1回につき 単位	206 10.42円
訪問型サービスAー 1（30分）	1回につき 単位	144
訪問型サービスAー 2（45分）	1回につき 単位	118
訪問型サービスAー 2（30分）	1回につき 単位	83

備考

- 1 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において訪問介護相当サービスから介護職員等特定処遇改善加算までを算定しない。
- 2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護相当サービスから訪問型サービスAー2までを算定しない。
- 3 訪問型サービスAー1及び訪問型サービスAー2においては、各加算を算定しない。
- 4 訪問介護相当サービスについて、指定訪問介護相当サービス事業所（訪問介護相当サービスを提供する事業所をいう。以下同じ。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接す

る敷地内の建物若しくは指定訪問介護相当サービス事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定の単位数に90/100を乗じる。

- 5 訪問介護相当サービスについて、厚生労働大臣が別に定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号にて定める地域をいう。）に所在する指定訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定により改正される前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域訪問介護相当サービス加算として、1月につき所定の単位数に15/100を乗じた単位数を加算する。

- 6 訪問介護相当サービスについて、厚生労働大臣が別に定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号第1号にて定め

る地域をいう。)に所在し、かつ、1月当たりの実利用者数が5人以下である指定訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定の単位数に10/100を乗じた単位数を加算する。

7 訪問介護相当サービスについて、指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号第2号にて定める地域をいう。)に居住している利用者に対して、通常の実地の実施地域(旧指定介護予防サービス基準第26条第5号に規定する通常の実地の実施地域をいう。)を越えて訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定の単位数に5/100を乗じた単位数を加算する。

8 利用者が一の指定訪問介護相当サービス事業所において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定訪問介護相当サービス事業所以外の指定訪問介護相当サービス事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービスは、算定しない。

9 初回加算については、指定訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画(旧指定介護予防サービス基準第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画を

いう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者(旧指定介護予防サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。)が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合に加算する。

10 生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半

径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、加算する。

- 1 1 生活機能向上連携加算(Ⅱ)については、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月

の間、1月につき所定の単位数を加算する。ただし、生活機能向上連携加算（I）を算定している場合は、算定しない。

1.2 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定における所定単位数は、訪問介護相当サービス、初回加算及び生活機能向上連携加算を算定した単位数の合計とする。

1.3 介護職員処遇改善加算については、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第4号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、同号に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、介護職員処遇改善加算のうちいずれかを算定した場合は、その他の介護職員処遇改善加算を算定しない。

1.4 介護職員等特定処遇改善加算については、大臣基準告示第4号の2に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、同号に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、介護職員等特定処遇改善加算のうちいずれかを算定した場合は、その他の介護職員等特定処遇改善加算を算定しない。なお、大臣基準告示第4号の2イ（5）における

特定事業所加算については、当該事業所が、併設の指定訪問介護事業所において算定していること。

1.5 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能とする。

1.6 令和3年4月1日から同年9月30日までの間は、訪問介護相当サービス（週1回）、訪問介護相当サービス（週2回）、訪問介護相当サービス（週3回）、訪問型サービスA-1（45分）、訪問型サービスA-1（30分）、訪問型サービスA-2（45分）及び訪問型サービスA-2（30分）について、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

（2） 通所型サービス

サービスの種類	単位数	1単位当たりの単価
通所介護相当サービス（事業対象者・要支援1）	1月につき 1,672単位	10,270円
通所介護相当サービス（事業対象者・要支援2）	1月につき 3,428単位	
生活機能向上グループ活動加算	1月につき 100単位	

運動器機能向上加算	1月につき 225 単位
若年性認知症利用者 受入加算	1月につき 240 単位
栄養アセスメント加 算	1月につき 50単 位
栄養改善加算	1月につき 200 単位
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	1月につき 150 単位
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	1月につき 160 単位
選択的サービス複数 実施加算(Ⅰ)	1月につき 480 単位
選択的サービス複数 実施加算(Ⅱ)	1月につき 700 単位
事業所評価加算	1月につき 120 単位
サービス提供体制強 化加算(Ⅰ)(事業 対象者・要支援1)	1月につき 88単 位
サービス提供体制強	1月につき 176

化加算（Ⅰ）（事業 対象者・要支援２）	単位
サービス提供体制強 化加算（Ⅱ）（事業 対象者・要支援１）	１月につき 72 単 位
サービス提供体制強 化加算（Ⅱ）（事業 対象者・要支援２）	１月につき 144 単位
サービス提供体制強 化加算（Ⅲ）（事業 対象者・要支援１）	１月につき 24 単 位
サービス提供体制強 化加算（Ⅲ）（事業 対象者・要支援２）	１月につき 48 単 位
生活機能向上連携加 算（Ⅰ）	１月につき 100 単位（３月に１回を限 度）
生活機能向上連携加 算（Ⅱ）	１月につき 200 単位（運動機能向上加 算を算定している場 合は、１月につき10 0 単位）

口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回につき 20 単位（6月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回につき 5 単位（6月に1回を限度）
科学的介護推進体制加算	1月につき 40 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に $59 / 1000$ を乗じた単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に $43 / 1000$ を乗じた単位
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に $23 / 1000$ を乗じた単位
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単位数に $90 / 100$ を乗じた単位
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）で算定した単

	位数に 80 / 100 を乗じた単位	
介護職員等特定処遇 改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 12 / 1000 を乗じた単 位	
介護職員等特定処遇 改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 10 / 1000 を乗じた単 位	
通所型サービスA	1回につき 293 単位	10.27円
通所型サービスC（居 宅）	1回につき 500 単位	10円
通所型サービスC（通 いの場）	1回につき 1,00 0単位	

備考

- 1 通所型サービスA及び通所型サービスCにおいては、各加算を算定しない。
- 2 通所介護相当サービスについて、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が平成30年3月22日厚生労働省告示第78号により改正される前の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「旧通所介

護費等の算定方法」という。)第15号に相当する場合は、
所定の単位数に70/100を乗じる。

3 通所介護相当サービスについて、旧指定介護予防サービス
基準第97条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いて
いるものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービ
ス事業所(通所介護相当サービスを提供する事業所をいう。
以下同じ。)の従事者(旧指定介護予防サービス基準第97
条第1項に規定する介護予防通所介護従事者をいう。以下同
じ。)が、別に厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生
労働省告示第83号第2号にて定める地域をいう。)に居住
している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧指定介
護予防サービス基準第101条第6号に規定する通常の事
業の実施地域をいう。)を超えて通所介護相当サービスを行
った場合は、1月につき所定の単位数に5/100を乗じた
単位数を加算する。

4 通所介護相当サービスについて、利用者が介護予防短期入
所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特
定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介
護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けてい
る間は、算定しない。

5 利用者が一の指定通所介護相当サービス事業所において
通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定通所介護
相当サービス事業所以外の指定通所介護相当サービス事業

所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービスは、算定しない。

6 通所介護相当サービスについて、指定通所介護相当サービス事業所と同一の建物に居住する者又は指定通所介護相当サービス事業所と同一の建物から当該指定通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき、通所介護相当サービス（事業対象者・要支援1）を算定している場合は376単位、通所介護相当サービス（事業対象者・要支援2）を算定している場合は752単位をそれぞれ所定の単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

7 生活機能向上グループ活動加算については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合に加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理

学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定通所介護相当サービス事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画(旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

8 運動器機能向上加算については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合に加算する。

- ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1人以上配置していること。
- イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- オ 平成30年3月22日厚生労働省告示第78号により改正される前の厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「旧大臣基準告示」という。）第107号に適合している指定通所介護相当サービス事業所であること。

9 若年性認知症利用者受入加算については、受け入れた若年

性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護相当サービスを行った場合に加算する。

10 栄養アセスメント加算については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、
栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定通所介護相当サービス事業所であること。

1 1 栄養改善加算については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合に加算する。

ア 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 旧大臣基準告示第108号に適合している指定通所介護相当サービス事業所であること。

1.2 口腔機能向上加算については、旧大臣基準告示第108号に適合しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合に加算する。ただし、口腔機能向上加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）のうちいずれかの加算を算定している場合においては、他方の加算を算定しない。

1.3 選択的サービス複数実施加算については、旧大臣基準告示第109号に適合しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、複数のサービスを実施した場合に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。また、選択的サービス複数実施加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）のうちいずれかの加算を算定している場合においては、他方の加算を算定しない。

1.4 事業所評価加算については、旧大臣基準告示第110号

に適合しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間（平成30年3月22日厚生労働省告示第78号により改正される前の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第82号に規定する期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り所定の単位数を加算する。

1.5 サービス提供体制強化加算については、旧大臣基準告示第111号に適合しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、同号に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて所定の単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算のうちいずれかの加算を算定している場合においては、他のサービス提供体制強化加算を算定しない。

1.6 生活機能向上連携加算については、大臣基準告示第15号の2に適合しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に加算する。ただし、生活機能向上連携加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）のうちいずれかの加算を算定している場合においては、他方の加算を算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位の加

算とする。

1.7 口腔・栄養スクリーニング加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護相当サービス事業所の従事者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、所定の単位数を加算する。ただし、口腔・栄養スクリーニング加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）のうちいずれかの加算を算定している場合においては、他方の加算を算定しない。また、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

1.8 科学的介護推進体制加算については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合に、所定の単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所介護相当サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために

必要な情報を活用していること。

- 1 9 介護職員処遇改善加算については、大臣基準告示第24号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、同号に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、介護職員処遇改善加算のうちいずれかを算定した場合は、その他の介護職員処遇改善加算を算定しない。
- 2 0 介護職員等特定処遇改善加算については、大臣基準告示第24号の2に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、同号に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、介護職員等特定処遇改善加算のうちいずれかを算定した場合は、その他の介護職員等特定処遇改善加算を算定しない。
- 2 1 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定における所定単位数は、通所介護相当サービスから科学的介護推進体制加算までを算定した単位数の合計とする。
- 2 2 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能とする。
- 2 3 令和3年4月1日から同年9月30日までの間は、通所

介護相当サービス（事業対象者・要支援1）、通所介護相当サービス（事業対象者・要支援2）及び通所型サービスAについて、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

（3） 介護予防ケアマネジメント

サービスの種類	単位数	1単位当たりの単価
介護予防ケアマネジメントA	1月につき 438 単位	10.42円
介護予防ケアマネジメントB	1月につき 219 単位	
初回加算	1月につき 300 単位	
委託連携加算	300単位	

備考

- 1 初回加算については、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合について、1月につき所定単位数を加算する。
- 2 委託連携加算については、指定介護予防支援事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該

利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

3 令和3年4月1日から同年9月30日までの間は、介護予防ケアマネジメントA及び介護予防ケアマネジメントBについて、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

別表第3（第9条関係）

（令元規則27・一部改正）

（1） 訪問型サービス

サービスの種類	利用料
訪問介護相当サービス	当該サービスに係る第8条の規定による事業費の額の100分の10（利用者が法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者である場合にあっては100分の20、同条第2項に規定する居宅要支援被保険者である場合にあっては1

	00分の30)に相当する額
訪問型サービスA-1(45分)	250円
訪問型サービスA-1(30分)	200円
訪問型サービスA-2(45分)	250円
訪問型サービスA-2(30分)	200円

(2) 通所型サービス

サービスの種類	利用料
通所介護相当サービス	当該サービスに係る第8条の規定による事業費の額の100分の10(利用者が法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者である場合にあつては100分の20、同条第2項に規定する居宅要支援被保険者である場合にあつては100分の30)に相当する額
通所型サービスA	350円
通所型サービスC	350円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

島本町長 様

島本町介護予防・日常生活支援総合事業
基本チェックリスト判定申込書

島本町介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスと通所型サービスの
のみを利用したいので、基本チェックリストによる判定を申し込みます。

被 保 険 者	フリガナ		性 別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	住 所	島本町		
	電 話			

利用を希望するサービス（該当する番号に○を付けてください。）
1 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）
2 通所型サービス（デイサービス）

介護予防ケアマネジメント、訪問型サービス及び通所型サービスの提供にあたって
必要があるときは、私に関する基本チェックリスト、基本チェックリスト概況票、基
本チェックリスト特記事項及び基本チェックリストの実施結果について、地域包括支
援センター、居宅介護支援事業者、第1号事業者その他必要な範囲で関係する者に提
示することに同意します。

本人氏名（自署）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

島本町長

印

総合事業対象者決定通知書

次のとおりに総合事業対象者の判定結果がでましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	

基本チェックリスト実施日	年 月 日
判定結果	
判定理由	

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		生 年 月 日	性 別
		年 月 日	男・女
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
名 称		事 業 所 番 号	
所在地 〒 —			
電話番号 ()			
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
事 業 者 名		事 業 所 番 号	
所在地 〒 —			
電話番号 ()			
地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日（ 年 月 日付）			
島本町長 様 上記の地域包括支援センター（居宅介護支援事業者）に介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出ます。			
年 月 日			
住 所			
被保険者		電 話 番 号 ()	
氏 名			
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複		

- (注意)
- この届出書は、介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに島本町へ提出してください。
 - 介護予防ケアマネジメントを依頼する地域包括支援センター又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず島本町へ提出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。
 - 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。